

年次有給休暇の計画的付与に関する協定書

株式会社 と 従業員代表とは、年次有給休暇の計画的付与に関し、次のとおり協定する。

第1条 本協定に基づく年次有給休暇の計画的付与は、当社従業員に適用する。

第2条 本協定の対象期間は、令和4年6月1日から令和5年5月31日までとする。

第3条 対象期間における年次有給休暇のうち5日分は、次のとおり与える。

令和4年8月12日

令和4年12月30日・31日

令和5年1月3日・4日

第4条 従業員のうち、その有する年次有給休暇の日数から5日を差し引いた日数が5日に満たないものについては、前項に掲げる日に休業手当を支給する。

第5条 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は従業員代表と協議の上、第3項に定める指定日を変更するものとする。

第6条 本協定の有効期間は、令和5年5月31日までとする。

令和 年 月 日

労働者代表 職名
氏名

使用者 職名
氏名